

## 第5回 忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会 会議録

日時：平成30年3月6日（火）午後1時半～  
場所：忠岡町役場 3階 研修室1・2

### ■会議次第

#### 案件

1. パブリックコメントについて
2. 忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（案）について
3. その他

### ■資料

資料 1：パブリックコメント結果及び町の考え方

資料 2：忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（案）

### ■出席者【委員】

行 貞 伸 二	大阪体育大学講師
西 出 富 譽	忠岡町老人クラブ連合会会長
廣 部 尚 武	泉大津市医師会代表
辻 内 秀 美	泉大津薬剤師会代表
久 保 亜由美	忠岡町居宅介護支援事業者代表
森 野 良 勝	忠岡町国民健康保険運営協議会会長
角 田 龍 哉	大阪府和泉保健所代表
是 枝 綾 子	忠岡町議会福祉文教常任委員会委員長
石 原 廣 二	忠岡町身体障害者福祉会代表
樋 口 早智子	忠岡町心身障害者（児）福祉会代表
大 津 雄 大	忠岡町介護福祉施設代表
中 谷 由 美	忠岡町福祉事業所連絡会会長

### ■欠席者【委員】

高 見 晃 市	忠岡町自治会連合会会長
寺 本 正 徳	忠岡町歯科医師会代表
上ノ山 幸 子	忠岡町社会福祉協議会会長
井 下 知 子	忠岡エイフボランタリーネットワーク副会長
勝 元 芳 夫	忠岡町民生・児童委員協議会会長

### ■出席者【事務局】

和田町長

健康福祉部 東部長 いきがい支援課 泉元課長、仲岡、柳田

■出席者【コンサル／(株)ぎょうせい】

河野

■傍聴者

1名

事務局開催宣言

委員長挨拶

町長挨拶

事務局

ありがとうございました。なお、今回は設置要綱第6条の規定により、委員の過半数の方  
に出席していただいておりますので、会議は成立していることを報告いたします。それで  
は議事進行につきましては、設置要綱第6条の規定により、委員長が議長となっております  
ので、行貞委員長にお願いいたします。

委員長：それでは、早速ですが、次第にしたがい、会議を進めていきたいと思えます。まず、  
案件1のパブリックコメントについて、事務局から説明をお願いいたします。

案件1. パブリックコメントについて

・・・資料1に基づき、事務局が説明（略）

委員長：説明は以上のとおりです。ただいまの説明に対してご意見等ございませんでしょうか。

委員：何点かあるのですが、1つ目は、1ページの4番の介護士の人材不足という意見のとこ  
ろで、忠岡町の考え方というところで、処遇改善の加算で、1万5千円ほどアップしたと  
書いてありますが、本当にアップしたのでしょうか。これで介護士不足が少しは改善され  
たのでしょうか。私の甥が去年の4月に専門学校を卒業して、施設に就職したのですが、  
体を壊してしまい、21、2の子が勤務が大変、仕事が大変ということで。復職はしました  
が、給料が1万5千円アップしても、一生続けていけるのか、いつまで働けるのか不安を  
抱えながらやっていくということで、非常に人が足りないということのようで、休みが取  
れないと言っていました。そういうことで、本当に1万5千円アップしたのか、それによ  
り介護の職員さんが増えたのかどうかということ。もう一つは、この4月から介護報酬が  
0.5%引き上げられるということで、これで少しでも経営が改善されるのか、それが人件  
費のアップに回されるのかどうか。マンパワーがなければ、介護の認定を受けても利用が  
できないということになるので、その辺りは実際にはどうかということをお聞きしたい。

委員長：それでは、処遇改善について、いかがでしょうか。

委員：処遇改善は国から下りますが、どの人にいくら支払うかは経営者が決めることです。パ  
ートから常勤の方を合わせて。だから、全員が一律1万5千円いただいているわけでもな

い。もう一点ですが、介護職員がこれで増えたかということですが、増えてはいません。介護職員を募集する時に、処遇改善を初めから知らないで入って来られます。だから、入ってからこういう制度があるということがわかるのであって、初めて入る時は事業所ごとの給料で入り、その後の働き具合で処遇改善の上げ幅が決まる。全員に一律いくらという分配はできない。30万円入って、30人いるから全員に1万ずつという、そういう会社もあるかもしれないが、国としては、誰にいくらということを決めてはいない。その辺りは、私も疑問にずっと思っていた。介護報酬が上がっても介護職員に回るのはないのかなと思っている。介護報酬を上げて経営者が喜ぶだけで、私たちには回ってこないのではないかと、それはずっと疑問に思っていて、私には分からないですが、国は介護職員さんに分配という考えなのですか。

事務局：処遇改善とか、報酬単価が上がりますが、先程言われたように、公平に全員の方に行き渡っているかと言われたら、その辺りまでは分からないです。書いてあるのは理論上の話であって、その後、職員さん全員に行き渡っているかと言われたら疑問ですが、現状はそういうところです。この人材不足を解消するにあたっては、私自身は本体報酬の大幅なアップでない限り、経営者の方がそれで職員にきちんと給料のベースアップをできるくらいの報酬アップをしないと、根本的な解決にはならないのかなと思っています。ただ反面、それが介護給付費の増大になって、今の制度下においては、第1号被保険者の保険料が上がっていく制度になっています。そもそも負担割合が今度23%になりますが、それを国の負担割合、支出を増やしてもらわない限り、この制度はどうなっていくのかなというのは、私自身も思っているところです。

委員：今の話を聞かせていただく限りでは、この策定委員会の皆さん方で話し合う範疇を超えているように思う。国が取り組むべき問題だと思う。

委員：ちょっと出ていたので、どうかと聞いただけで。ここでどうこうできる問題ではないとは思いますが、問題としては、本当に確保しようと思ったら、町のレベルを超えているということで、国の方で手当てをしていただくしかないという結論であるかと思しますので、それはそれでそういうことだと私も理解しております。

委員：経営者だけがふところが潤っているというのは。

委員：そういう場合もある。色々事業所を見ていてそういう感じを持っている。

委員：娘もそういう仕事に携わっていますが、そういう経済的な話はしないので、親としてそういう認識は持っていなかった。

委員：会社は、報酬以外に1円もとったらダメなんです、全員に配らないといけないのですが、それが誰にいくらかは平等ではない。

委員：国が決めていたらそうしないといけないでしょうが、決めていなかったら。

委員：国が決めていただいたら。ここでの問題ではないのですが。

委員：2つ目の質問ですが、2ページ目の7番で、今までどおりの介護保険の目標どおり、利用者本位と書いていただいたのは、これは良かったと思いますので、ありがとうございます。これは質問ではなく、もう一つは、3ページの8ですが、要介護、要支援の認定が厳しくなっているのではないかとということで、2つ程事例があって、1つは要介護1の人が要介護1に残れるか、要支援2になるかの振り分けのところでは、現状維持であれば要支援2に落とされるということがわかりました。状況が悪くなる、手間が増大するおそれが

あるという人だけが要介護1に残れると。で、状況が変わっていないけれども、現状維持という人は要支援2になるということがわかりました。そういう判定基準であるということ。そうすると、利用されている方は、利用の限度額が6万円減少するので、サービスを減らさざるを得ないということで、大変お困りになっている状況があるということなので。16万円使えていたのが10万円しか使えなくなると、デイサービスを週2回が1回に減らさないといけないとか、ヘルパーを減らさないといけないということが出てくるので本人の状況に応じてサービスをカットしないでほしいということを申し上げておきたいと思います。もう一つは私の父親ですが、忠岡町に住んでいて、要介護5だったのが、このたび要介護4に軽く判定していただいたんです。良くなったかということ、かえって手間はかかっているのですが、前回の訪問調査の時には食欲がなかったのですが、今回は食欲があって食べるようになったということで、食器を押さえるなどの手間の時間数が短くなったということで、要介護4になったということです。それは要介護4も5も変わりなく利用できるのであれば、6万円ほど違いますが。今までのケアプランですと、1か月8千円ちょっとで自費が出るということで、いいですよと言っていました。年間ですと9万6千円で10万近く自費ということで、それは高額介護サービスで戻ってこないですよ。それは自費なので。必要なので減らすわけにはいかない。ケアマネジャーさんが気を使って、デイサービスを1回減らしましょうかと言いましたが、減らすと介護している高齢の母親が死んでしまうから減らさないでくれということにしたのですが、介護の手間が減ったということで、要介護度が減らされると、そんなふうに影響が出てくると。たまたま自費でも出しましょうということで出せるからいいのですが、出せない方は減らさざるを得ないということで、本当に要介護認定というのは、こういう形で影響していくと。要介護4の私の父親と、知人の母親は手押し車で歩くのですが、要介護4なんですね。どうということかというと、手間がかかると。手間だけで、ぱっと見たら、1人は寝返りも出来ない、起き上がれない、まったく全介助ですが要介護4で、1人はものごとの理解ができないということで、歩くけど、手押し車でトイレに行くけど要介護4ということで、本当に理解しがたい判定であると。やっぱり、必要に応じた介護が受けられるようにということは、是非、忠岡町は頑張ってくださいと思います。ということだけ、ちょっと意見として申し上げておきます。

委員長：他の皆さんはいかがでしょう。よろしいですか。それでは、案件2の忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（案）につきまして、事務局より説明をお願いします。

#### 案件2. 忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（案）について

・・・資料1に基づき、事務局が説明（略）

委員長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

委員：利用される方にアンケート調査というのは、こういう文章で全員に配られて回収するという形になるのでしょうか。いや、一つものすごく危惧だったらいいのですが、一人亡くなった方がいて、読み書きができないけども技術が確かなので棟梁までしていたので悔し

いという方がおられた。ものすごくショックだったんですが、リハビリを願いますと、心不全も気になるなと思っていた矢先になくなった事例がありましたので。このアンケート調査で事業される時に、百歳近い方もたくさんおられますし、十分配慮していただきたいなと思います。どう配慮していいかはわかりませんが、できれば個別に面談をしていただけたらなと思います。これは人口は小さいが、大変なことは重々わかりますが、アンケートだけで色々と標準化、公平・公正をやっていくと、そこから抜ける人が出てくるということだけは、承知しておいてください。

委員長：今のは、120ページの介護予防・日常生活圏域アンケート調査ということですか。

委員：アンケート調査というのは、抜け穴があるということ。

委員長：今のご意見に対して何かありましたら。

委員：介護を受けようと思ったら、認定調査というものがある。その時にお話をして、この人は必要だと思ったら、医療関係も行政も皆、連携をとればどうか。コミュニケーションとか、話しをして相談して、お医者さんに言ったら、お医者さんも方法を教えてくれると思うし。これだとだめだと思ったら、行政も言えると思うし、こういう人がいると言ってくれたら、民生委員も相談を受けてくれると思う。みんな、連携をとったらいいと思う。

委員長：そうですね、地域の中で情報を共有するとか、連携をとるとというのが、どこまでできるか、あるべき姿というのが、小さい町だからこそできるとは思いますが。他にはいかがでしょうか。

委員：今のお話を聞いていると、どうしてもケアマネジャーをできるだけ養成してもらって、行政とのコミュニケーションを図るためには、それができるケアマネジャーの方がいいと思う。お医者さんにも聞けるし、行政にも言える。資格を持った人を養成する必要があるのではないかと思います。やはり、ボランティアといっても、個人情報など色々問題が出てくるわけです。どこまで入っているのかわからないので、やはり資格を持っている人が対応するのがいいと思います。

委員長：今のご意見に対して、いかがでしょうか。

委員：ご相談を受けたら対応させていただきますが、相談を受けた時にいつも思うのが、今までのほうが大変だったろうな。今まで自宅で、自分や家族だけで頑張って何とかしようと思ってきたら、その時が大変だったろうと思います。ただ、普段仕事をしているとそういう方を見つけに行けないのが、ジレンマですね。なので、もしよろしければ、ちょっと気になる人がいるくらいで、包括の人に相談してもらったりしたら、訪問させてもらったり。包括の方も手が足らなかつたら、それぞれ色々な場所に事業所があるので、この辺りの人だけちょっと様子を見てきてということもできるかと思う。だから、周りの人がちょっと相談にのってとか、様子を見てというようなことを言ってくると、動きやすい。そこが一番、難しい。

委員：それがどこまで入っていけるかですよね。昔は隣近所がまるで兄弟みたいな形で生活していた。その当時であれば、こういう問題は起こらなかった。これは日本の家族制度が原因だと思う。結局、核家族になったために、年寄りも増えた。増えるのは仕方がないが、それをみんなが看るとい形に変わっている。ここの難しさがある。今は周りが支えろと。その問題をどうクリアしていくかということがわからなければ、なかなかこういう問題は、今、ニチイが撤退して、ホームヘルパーがなくなっていますが。

委員：それは事業から手を引いているのではなく、対象者の方を変えられた。要支援の方は新たに引き受けられない形になっています。多分、ニチイさんだけではなく、ほかの事業所さんもそうになっています。軽い人は担当しないという所がいくつかある。

委員：それもあるので、だんだんだんだんやりにくい。施設に入っている、食事代も月に2千円払っている。事業所もヘルパーをできるだけパートに変えていこうとしている。人件費がかかるので。だから食事も給食になっている。自分の所で作ると高つくので。

委員：そういうところもあると思います。

委員：だからケアマネジャーが独立している。施設ではなかなか給料がもらえないから、一人でしている。だから、ケアマネジャーを育てなければ、なかなか介護の問題は。

委員：ケアマネジャーは国家試験だから、専門の学校に行くとか、費用がかかるのでは。

委員：でも、ケアマネジャーが一番、そういう役割がしやすいと思う。

委員長：ケアマネジャーへの期待が大きいの、そんなだろうとは思いますが。

委員：今、生活介護を放そうとしている。医療介護のほうに重点を置いて、生活介護を放そうとしている。だから食事とか買物はしない。おそらく全国的にもそうになっていると思いますが。

委員：生活介護というか、生活支援の充実という項目のところですが、この4月からの計画ですが、計画が始まって半年後の10月から、生活支援に対してのケアマネジャーさんに対するちょっと厳しいことが始まるというように、厚生労働省のホームページに書いてあるんです。全国平均より多目に使っている人には、ケアマネジャーさんを地域ケア会議に呼んで、見直しを迫られるということが10月から起こってくるんです。デイサービス中心にすると平均より多くなるということで、色々な事情でホームヘルパーさんに頼らざるを得ないという方もいらっしゃると思いますが、そこは、忠岡町は顔の見える小さい所ですから、無下に切ったりとかそんなことをせずに、状況に応じて認めていただきたいし、サービスを提供していただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員：質問ですが、以前は重度の人の緊急の場合に連絡して、24時間対応の事業所があって、岸和田はあるが、忠岡はないんです。僕も切られてほとんど困ったことがありました。緊急連絡ができないのですが、元を切られたらどうにもならないです。それで困った時があった。なんで切れたかを聞いた時に、自治体の区域が違うからやめますということでした。夜の緊急連絡の時に、特に介護はきつい、汚いというのかもしれないが、夜の8時から2時間後くらいの対応がほしいなと思う。もう一度そのシステムを復活してほしいと思う。

委員長：今のご意見は、この計画でいうと、例えば、72ページの緊急時対応の強化というところに該当するのかもしれませんが、事務局、いかがでしょうか。

事務局：委員が言われたのは、夜間対応型訪問介護という地域密着型サービスになるのですが、岸和田に事業所があって、忠岡町にはないです。地域密着型サービスですので、忠岡町でこういう事業所が出てくれるとありがたいのですが、そこまでいってないのが実情です。このあたりは制度的にも小さな市町村で、こういうサービスはないので、地域密着型サービスというのは果たしてどうなのかとは、私は常に思っているところです。訪問介護の生活援助でサービスの回数の多い所、この10月から、平均よりかけ離れて多い回数で行っている所については、地域ケア会議で検討するという形にはなっています。ただ、詳細は4

月にならないと出ないという状況ですので、それを見てこちらも考えるところです。在宅で重度の方で、朝、昼、晩と入っているサービスもあると思いますので、それは個別のケースを見させていただいて、国の方針がどういうものになるのかわかりませんが、必要な方はいらっしゃると思いますので、その辺りはこちらも見たいと思っています。ちょっとまだ詳細がわかりませんので、何とも言えませんが、今のところは、そういう意見です。

委員長：100ページのところに、在宅サービス利用者数の推計で、夜間対応訪問介護など0になっていますが、ニーズが無いのではなく、町独自の提供事業所が無いということですね。冒頭に申し上げましたように、介護保険サービスの選択性がどれだけ確保されているかということでは、十分ではないということになると思います。住民としては、ニーズがあるということをおかさない、利用したくても利用できない状況があることが伝わらないと思います。

委員：あと2点だけ申し上げておきます。介護保険料が24%の値上げになってしまう。高齢者が増えて、使えば使うほど負担が増えていくという、そのことの表れだと思えますが。高齢化が進んで、当初出発した時点と、高齢者の人数も違いますし、増えていっているし、後期高齢者も増えているということで、使う方、認定率も20%を超えているので、これは当初の給付費全体の国の負担が25%のままでは、本当に大変で、破綻してしまいそうな状況であるので、利用できなくなっていて、制度も小さい所ではできませんということで、サービスの提供ができないとか、そういった制限がある中で、保険料だけが上がるのは認められない所もあります。制度自体が抱える問題ということで、国の方には負担の割合を30%くらいに増やしてほしいなと思います。その点が一つと、あとは高齢者福祉計画の方で、福祉バスの増便についても検討していただくような記述がありましたが、これはすごく期待しています。福祉バスは、左回りと右回りの2コースにしてほしいと。右のほうに行きたいのに、左のほうに1周回ってから行くというのは、1時間近く乗らないといけないということで、これは改善してほしいということと、土曜日にも運行してほしいという声もありますし、あと高月南の方は利用される方が多いはずですが、コースが違いバス停まで遠いということで、コースも考えていただきたいという要望をさせていただきます。あと、介護用品の支給事業は、岸和田市のように、家族の方だけではなく、独居の方にも拡充してほしいということをおし上げておきます。

委員長：他にいかがでしょうか。それでは、ご意見もないようですので、忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（案）については、今後、大阪府との法定協議があり、若干の修正があるかもしれないことをご了承していただきたいと思えます。それについて何かご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。では、これで本日の案件はすべて終了いたしました。最後ですが、「学問に情けあり」を書いた西山 卯三先生と早川和男先生という建築学の住居学の先生がいますが、審議会での御用学者に厳しい批判をされました。私も大学院時代にその本を読んで、なるほどと想いましたが、私も学識経験者ということで、委員長という役をおおせつかり、この場にいまして、今回で3期目になったわけですが、議論を十分にうまく進めることもできなかつたし、さらに深めていくことも難しかった、さらに言えば、研究者という立場で言えば、忸怩たるところがあるわけですが、ともあれ、忠岡町でいえば、介護予防の活動を町と連携して始めたりもして、日本経済新聞に取り上げられ、紹介されたりしたこともありましたが、そういった点は良かったかな

というふうに振り返られます。ともあれ、無事にこの第7期の計画策定の会議を終了することができまして、委員の皆様には改めてありがとうございました。それでは最後にご質問などございませんでしょうか。ないようですので、これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局：委員長及び委員の皆様方には、長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。本計画案は、委員長もお話されたように、大阪府との法定協議がありますので、法定協議が終わった後が最終の計画となりますので、委員の皆様方には、ご了承のほどよろしくお願いいたします。また、製本ができ上がりましたら、後日、ご送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様方には、本計画の策定にあたり、1年間ご討議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、忠岡町第7期介護保険事業計画及び第8次高齢者福祉計画策定委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。